



オバマケアの健康保険に入った

今回は、ここ数年何かと日本でもニュースになった「オバマケア」についてお話しします。なぜかという、約1年を要した私と私の家族がオバマケアに入るまでの経過が面白いと思えるからです。

オバマケアはアメリカの健康保険制度改革の通称で、オバマ大統領が公約に掲げ、揉めに揉めたあげく法制化されました。正確には Patient Protection and Affordable Care Act という名前の法律です。

アメリカの健康保険には日本の国民健康保険にあたるものはありません。おおざっぱに言うと、アメリカは自由の国ですから、健康保険に入るのも入らないのも自由なのです。

ところが「自由」を前提としたこの健康保険システムが、医療費の高騰や景気の変動などの理由によって十分に機能しなくなってきました。医療費の上昇に伴って上がった保険代に経済的に耐えられなくなり、健康保険を持たない人の数が増え続けたのです。そこをなんとかしようとしてオバマ政権が打ち出したのが、オバマケアだったわけです。

とは言っても、オバマケアという名前の、国民全員が入れる日本のような国民皆健康保険ができたわけではありません。オバマケアの骨子は、廉価で購入しやすい保険を民間の保険会社に提供させる一方で、低所得者に経済的補助を与えると同時に健康保険に加入していない人に罰金を課すことで加入を促す点にあります。対象となる人は、会社ごと加入するグループ保険に入っていない人、つまり規模が小さくて健康保険を提供していない会社に勤めている人だとか、個人事業主の形を

Important Questions	Answers	Why this Matters
What is the overall deductible?	Network: \$0 Non-Network: \$500 Indiv / \$1,000 Family Per calendar year. Does not apply to prescription drugs, services listed below as "No Charge" and copays except as noted below.	You must pay all pay for covered the deductible starting on page deductible
Are there other deductibles for specific services?	No.	You don't list on page 2 for
Is there an out-of-pocket limit on my expenses?	Yes, Network: \$3,000 Indiv / \$6,000 Family Non-Network: \$3,000 Indiv / \$6,000 Family	The out-of-pocket limit (usually on your plan)
What is not included in the out-of-pocket limit?	Premium, balance-billed charges, health care this plan doesn't cover and penalties for failure to obtain pre-authorization for services.	Even though the limit.
Is there an overall annual limit on what the plan pays?	No.	The coverage
Does this plan use a network of providers?	Yes. For a list of network providers see www.welcometouhc.com or call 1-800-782-3740.	If you are not in the network

とって働いている人になります。

昨年、私の事務所では大幅な組織の変更があり、私はグループ保険を抜けてしまいました。健康保険は医療費の高いアメリカでは大事なものですので、すぐさまオバマケアの下で販売されている健康保険に入ろうとしました。しかし、この手続きが複雑なのです。

保険加入のプロセスをごく簡単に言うと…まず、各州政府が健康保険を販売するウェブサイト（マーケットプレイス＝保険取引所と呼ばれています）に行き、自分と家族の個人情報を送信します。すると「あなたが加入できる保険はこの会社のこれとこれ、あの会社のこれとこれ」といった具合に候補が出てきます。そして、その候補の中から1つの保険を選んでお金を払います。

それだけです。簡単だ、と最初は思いました。しかし、実際に自分でやろうとすると実に難しいのです！なぜかという…

まず、新規加入できる時期が11月から1月までに限られています。この時期以外に加入できるのは、失業、結婚、離婚、引越しとい



った大きな人生の変化が起こった人だけです。わかってしまえば単純なことなのですが、それがわかるまでに相当な紆余曲折を経ました。

四苦八苦やっているうちに、それまで入っていたグループ保険の内容を継続できるCOBRA（コブラ）という制度があることがわかりました。COBRAの価格は割高なのですが、我が家には小さな子供が3人いるので、あれこれ悩んだりする時間的余裕がありません。思い切ってCOBRAに乗っかり、それまでと同じ内容の健康保険を使うことにしました。とりあえずは、これで一安心となりました。

11月になり、オバマケアへの加入手続きをインターネットで始めました。しかし、今度は大丈夫と思ったのですが、そうはなりません。「加入できる保険はこの会社のこれとこれ、あの会社のこれとこれ」などと候補がたくさん出てきても、どれが我が家に適しているのかわからないのです。

私と同じように悩む人はいくらでもいるでしょう。それを待ち受けるかのように、保険ブローカーという商売の人たちがたくさんいることがわかりました。ウェブサイトにある「ヘルプが必要」というところをクリックすると、たくさんの健康保険ブローカーの名前と連絡先が出てきます。この中から誰かを



選んで、自分の状況を相談し、良いと思われる保険を絞り込んでもらうのです。ブローカーが絞り込まれた各保険の違いを説明してくれますので、こちらはそこから1つを選んで加入します。彼らの知識と時間を使った料金は、健康保険料の一部という形で徴収されるようになっています。

私も結局、ブローカーを雇いました。家族の状況を説明すると、ブローカーは4つのプランを選んで、それらの特徴の説明とともに提示してきました。そのうちの1つを私が選択し、ようやく加入手続きが済みました。

ほぼ1年をかけた手続きを経て、今はオバマケアを利用した形で健康保険に入っています。しかし、ことはこれでは終わりません。実は健康保険の内容は、アメリカでは毎年改定されるので、新たな加入手続きを毎年行わなければならないのです。今年の11月になれば、再び加入手続きをしなければなりません。いつまでも、米国に住む限り健康保険は頭が痛い問題なのです。

筆者紹介

宮川良夫（みやがわ よしお）

United GIPs代表、弁理士・米国パテントエージェント
1956年 京都生まれ。1978年 同志社大学工学部卒業。
1986年 弁理士登録、1997年 米国パテントエージェント登録。新樹グローバル・アイビー特許業務法人を初めとして、世界7カ国（地域）にて8箇所の特許事務所設立、経営に携わる。1995年以来、ワシントンDCに滞在し、現職場はUnited IP Counselors, LLC。趣味は、Rock Creek Parkを有効利用した犬の散歩と子（孫？）育て。好きな言葉は「天地不仁」。